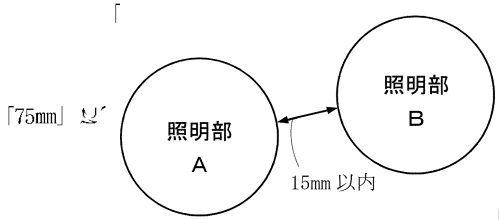
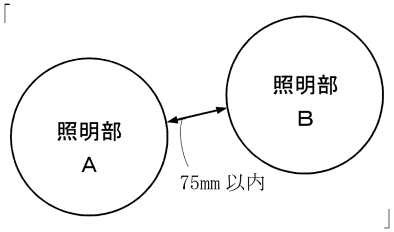
別表五十三2・1・3・1・中「15㎜」を「75㎜」に改め、同別表2・1・3・2・中「15㎜」を

「



を



」

に改め、同別表2・1・3・4・中「15㎜」を「75㎜」に改め、同別表2・7・の次に次のように加える。

2.8.　「H面」とは、灯火器の基準中心を含む水平面をいう。

別表五十三5・9・3・6・、5・15・3・5・及び5・18・3・7・中「上縁」を「H面」に改める。

別表五十五4・1・中「協定規則第123号改訂版補足第6改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第7改訂版」に改め、同別表別紙1の2・1・1・を次のように改める。

2.1.1.　ガラス製外側レンズ付き前照灯の場合

前照灯に塗布する水と汚染剤との混合物の組成は次のとおりとする。

粒子の大きさが0～100μmの珪砂：

重量比で9

粒子の大きさが0～100μmの植物性炭素塵（ビーチウッドから生成されたもの）：

重量比で1

NaCMC（注1）：

重量比で0.2

塩化ナトリウム（純度99%）：

重量比で5

及び伝導率1μS／m以下の蒸留水：

適量

別表五十五別紙1の2・1・2・中「2.1.3.に定める該当する配分で」を削り、「ビーチウッド」の下に「から生成されたもの」を加え、「1mS／m」を「1μS／m」に改め、「重量比で2±1」の下に「（注2）」を加え、「（注1）NaCMCは、通常CMCと呼ぶカルボキシメチルセルロースの塩化ナトリウム（Sodium Salt）である。混合液に用いるNaCMCは、0.6～0.7の置換度（DS）と20℃の2％溶液で200～300cpの粘度を有すること。」の次に次のように加える。

（注2）プラスチック製レンズにおいて適切に広がる汚れを得るために、公差の範囲内で重量比を変更することができる。

別表五十五別紙1の2・1・3・を削り、同別表別紙1の2・1・4・を2・1・3・とする。

別表六十別紙4の2・中「同規則第6改訂版補足第5改訂版」を「同規則第6改訂版補足第6改訂版」に改める。

別表六十一5・2・中「同規則第6改訂版」の下に「補足第6改訂版」を加える。

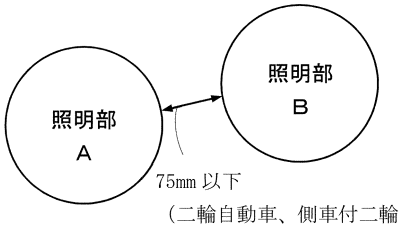
別表六十二別紙4の2・及び別表六十八別紙4の2・中「同規則第6改訂版補足第5改訂版」を「同規則第6改訂版補足第6改訂版」に改める。

別表七十二5・2・を次のように改める。

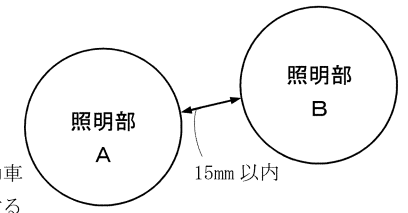
5.2.　電球以外の光源を使用する後退灯にあっては、動作から1分後及び10分後に測定する光度は、最小光度要件及び最大光度要件に適合するものとする。動作から1分後及び10分後の光度分布は、各試験実施点において、1分後、10分後及び光度安定性が生じた後にHVで測定される光度の比率を適用することにより、光度安定性が生じた後に測定される高度分布から求めるものとする。この場合において、光度安定性が生じるとは、規定測定点における光度変動が15分間で3％未満となることをいう。

別表九十四2・3・1・中「（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては15㎜以下）」を削り、同別表2・3・1・中

「



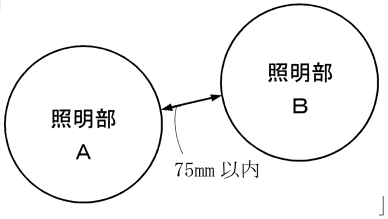
（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては15㎜以下）



を

」

「



」

に改め、同別表2・3・2・中「（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては15㎜以下）」を削る。

別表百五別紙4の2・中「同規則第6改訂版補足第5改訂版」を「同規則第6改訂版補足第6改訂版」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千四十九号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を規定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十月八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の四項を加える。

4　次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の自動車に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十一条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第千四十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十年三月三十一日以前に製作された自動車

二　平成三十年四月一日から平成三十四年三月三十一日までに製作された型式指定自動車（法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車をいう。以下同じ。）であって、次に掲げるもの

イ　平成三十年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十年四月一日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造が